

## セーフティーグループ工事約款

本約款は、当社とお客様との間で締結される建設工事の請負契約（以下「本契約」といいます。）の内容および条件について定めたものです。

### 第1条 （法令等遵守の義務）

1. お客様および当社は、本契約により実施される工事（以下「本件工事」といいます。）の施工にあたり建設業法、労働安全衛生法、その他工事の施工および労働者の使用等に関する法令およびこれらの法令に基づく監督官公庁の告示、通達、ガイドライン（行政指導）を遵守します。
2. お客様は、当社に対し、前項に規定する法令およびこれらの法令に基づく監督官公庁の告示、通達、ガイドライン（行政指導）に基づき必要な指示、指導を行い、当社はこれに従います。

### 第2条 （工事内容および工事の完成）

1. 当社は、本契約に関する設計図面、仕様書、現場説明書および質問回答書（以下「設計図書等」といいます。）に従い、本件工事を完成させ、本件工事にかかる目的物（以下「工事目的物」という。）を引き渡すものとし、お客様は、その請負代金の支払を完了します。
2. 本件工事および本件工事の事前調査（以下「現地調査」といいます。）には、次の各号の作業は含まれず、当社はお客様に対し、次の各号について何らの義務および責任を負いません。
  - (1) お客様の既存のカメラや通信機材等（以下「既存機器」といいます。）の廃棄処理および返却処理
  - (2) 本件工事の対象となる敷地および工事用地に既に存在する設置物（以下「既存設置物」といいます。）の撤去や取り換えを行った場合の原状回復作業
  - (3) 外構躯体貫通時に生じた孔の復旧等現状への復旧が困難な場合の原状回復作業
  - (4) 仮設環境撤去による壁紙等、本件工事に関連するお客様の敷地、工事用地の汚れ損傷等の原状回復作業
3. お客様は、設計図書等および本件工事において作成される提案書および工事図面等の完成図書を、お客様への当社グループにおけるサポート、サービス提供等に役立てるため、当社および当社の関係会社間において共有することに同意します。

### 第3条 （工期）

別途当社とお客様にて定めた通りとします。

### 第4条 （敷地、工事用地）

お客様は、敷地および工事用地などを、施工上必要と認められる日（設計図書等に別段の定めのあるときは、その定められた日）までに確保し、当社の使用に供します。

### 第5条 （関連工事の調整）

1. お客様は、その発注に係る第三者の施工する他の工事で、当社の施工する工事と密接に関連する工事（以下「関連工事」といいます。）につき、必要があるときは、調整を行うものとします。
2. 前項において、当社は、お客様の調整に従い、関連工事が円滑に進捗し完成するよう協力します。
3. 第1項において、お客様が関連工事の調整を第三者に委託した場合、お客様は、速やかに書面をもって当社に通知します。

#### **第6条 （工事材料、建設機械器具、施工用機器）**

1. 当社は、設計図書等においてお客様の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料または建設機械器具については、当該検査に合格したものをを用いるものとし、設計図書等において試験することを定めたものについては、当該試験に合格したものを使用します。
2. 設計図書等に別段の定めのない検査または試験が必要と認められる場合に、これを行うときは、当該検査または試験に要する費用および特別に要する費用は、お客様の負担とします。
3. 工事材料または建設機械器具の品質については、設計図書等に定めるところによります。設計図書等にその品質が明示されていないものがあるときは、中等の品質のものとして扱います。

#### **第7条 （貸与品、支給材料）**

1. お客様は、当社に対し、お客様が支給する工事材料もしくは建設機械器具（以下あわせて「支給材料」といいます。）または貸与品を使用させる場合には、その品名、引渡し場所および引渡し時期等をお客様と当社間で別途に定めるものとします。
2. お客様が支給する支給材料または貸与品は、お客様の負担と責任であらかじめ行う検査または試験に合格したものとします。
3. 当社は、前項の検査または試験の結果について疑義のあるときは、お客様に対して、その理由を付して再検査または再試験を求めることができます。
4. 当社は、支給材料または貸与品の引渡しを受けたのち、第2項または第3項の検査または試験により発見することが困難であった種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しないこと等が明らかになるなど、これを使用することが適当でないとして認められる理由のあるときは、遅滞なくその旨をお客様に通知し、その指示を求めます。
5. 当社は、支給材料または貸与品について、善良な管理者としての注意をもって保管し、使用します。

#### **第8条 （立会による施工）**

1. 当社は、設計図書等にお客様の立会のうえ施工することを定めた工事を施工するときは、事前にお客様に通知します。
2. 当社は、お客様の指示があったときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知を省略し、お客様の立会なく施工することができます。

#### **第9条 （設計および施工条件の疑義、相違など）**

1. 当社は、次の各号の一にあたることを発見したときは、遅滞なくお客様に通知します。
  - (1) 設計図書等の表示が明確でないこと、または設計図書等に明らかな矛盾、誤謬、脱漏または不適切な納まり等があること。
  - (2) 工事現場の状態、地質、湧水、施工上の制約などについて、設計図書等に示された施工条件が実際と相違すること。
  - (3) 工事現場において、土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財など施工の支障となる事態が発生したこと。
2. 当社は、設計図書等およびお客様によって承認された施工図（以下「工事用図書」といいます。）によって施工することが適当でないとして認められたときは、遅滞なくお客様に通知します。
3. お客様は前二項の通知を受けたときまたは自ら第1項各号の一にあたることを発見したときは、当社に対して通知します。
4. 前項の場合、お客様および当社は、協議のうえ、必要と認められる、本件工事の工事

内容の変更、工期の変更または請負代金額の変更を求めることができます。

#### **第10条（工事中用図書のとおりを実施されていない施工）**

1. 施工について、工事中用図書のとおりを実施されていない部分があると認められるときは、当社は、これを修補または改造します。
2. 次の各号の一によって生じた工事中用図書のとおりを実施されていないと認められる施工については、当社は、その責任を負いません。
  - (1) お客様の指示によるとき。
  - (2) 支給材料、貸与品、工事中用図書に指定された工事材料もしくは建設機械器具の性質または工事中用図書に指定された施工方法によるとき。
  - (3) 第6条第1項または第2項の検査または試験に合格した工事材料または建設機械器具によるとき。
  - (4) その他、本件工事についてお客様の責めに帰すべき事由によるとき。

#### **第11条（損害の防止）**

1. 当社は、本件工事の完成引渡しまで、工事目的物、工事材料、建設機械器具または近接する工作物もしくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書等と関係法令に基づき、工事と環境に相応した必要な処置をします。
2. 工事目的物に近接する工作物の保護またはこれに関連する処置で、請負代金額に含むことが適当でないと当社が認めたものの費用はお客様の負担とします。
3. 当社は、災害防止などのため特に必要と認めたときは、あらかじめお客様の意見を求めて臨機の処置をとります。ただし、急を要するときは、処置をしたのちお客様に通知します。
4. 前項の処置に要した費用の負担については、請負代金額に含むことが適当でないと当社が認めたものの費用はお客様の負担とします。

#### **第12条（第三者損害）**

1. 施工のため第三者に損害を及ぼしたとき（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由を含みますがそれに限りません。）は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、お客様がその損害を賠償します。
2. 前二項の場合、その他施工について第三者との間に紛争が生じたときは、お客様がその処理解決にあたります。ただし、お客様だけで解決し難いときは、当社は、お客様に協力します。
3. 工事目的物に基づく日照障害、風害、電波障害その他お客様の責めに帰すべき事由により、第三者との間に紛争が生じたとき、または損害を第三者に与えたときは、お客様がその処理解決にあたり、必要あるときは、当社は、お客様に協力します。この場合、第三者に与えた損害を補償するときは、お客様がこれを負担します。
4. 第1項または前三項の場合、当社は、お客様に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができます。

#### **第13条（施工について生じた損害）**

1. 工事目的物の引渡しまでに、工事目的物、工事材料、建設機械器具、支給材料、貸与品、その他施工について生じた損害は、当社の負担とします。
2. 前項の損害のうち、次の各号の一の場合に生じたものは、お客様の負担とし、当社は、お客様に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができます。
  - (1) お客様の都合によって、当社が着手期日までに本件工事に着手できなかったとき、またはお客様がこの工事を繰延べもしくは中止したとき。

- (2) 支給材料または貸与品の受渡しが遅れたため、当社が本件工事の手待または中止をしたとき。
- (3) その他、お客様の責めに帰すべき事由によるとき。

#### **第14条（不可抗力）**

1. 天災 地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定もしくは改廃、公権力による命令もしくは処分、争議行為、感染症、伝染病、輸送機関の事故、資材もしくは原材料の不足、その他いずれの当事者の責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」といいます。）に起因する本契約の不履行については、お客様および当社は損害賠償責任を負いません。
2. 不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済みの工事材料および建設機械器具でいずれもお客様の確認したものについて損害を生じたときは、当社が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、お客様がこれを負担します。

#### **第15条（完成検査、検収および引渡し）**

1. 当社は、工事目的物が完成したときは、速やかにお客様に工事指示書兼作業終了確認書を提出して本件工事の完成を報告するとともに、お客様の検査を受けます。
2. お客様は、前項の報告を受けた後、14日以内に工事完成検査を行い、検査に合格したときは、当社に対し工事指示書兼作業終了確認書をもって通知するものとし、工事指示書兼作業終了確認書が交付された時点をもって工事目的物の引渡しは完了したものとします。なお、お客様が前項の報告を受けた日から14日以内に検査の可否にかかる通知をしないときは、当該期間の経過をもって検査に合格したものとみなします。
3. 前項に定める検査により不合格となったときは、お客様は当社に速やかにその旨を書面にて通知します。
4. 前項の通知を受けた場合、当社は補修、改造し、再度第1項の手続を行うものとします。
5. お客様が第2項の引渡しを受けることを拒み、または引渡しを受けることができない場合において、当社は、引渡しを申し出た時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同様の注意をもって、工事目的物を保存すれば足りります。
6. 前項の場合において、当社が自己の財産に対するのと同様の注意をもって管理したにもかかわらず工事目的物に生じた損害および当社が管理のために特に要した費用は、お客様の負担とします。

#### **第16条（請負代金の支払）**

1. 当社は、お客様に対して、申込書およびそれに関連する書面にて定めた通り請負代金額の支払を請求し、お客様は請負代金額を支払います。なお、本契約において請負代金額の支払方法を銀行振込とした場合、振込手数料はお客様の負担とします。
2. 設置した機材の移設・撤去作業および工事完了後の画角調整等の各種調整作業が生じる場合、当社はお客様に対し、別途請負代金および材料や機材などに要する費用を請求します。
3. 土日祝日、夜間作業が生じた場合、当社はお客様に対し、割増費用として請負代金の1.5倍の費用を請求し、お客様は割増費用を含めた請負代金額を当社が別途定める期日、方法にて支払います。
4. お客様都合で日程変更が生じる場合、当社はお客様に対し、別途費用を請求します。
5. 自然災害等の不可抗力において日程変更する場合、当社はお客様に対し、当社とお客様間で別途定める費用を請求します。
6. 本件工事に関して特殊養生が必要と当社が判断した場合、当社はお客様に対し、別途

費用を請求します。

#### **第17条（契約不適合責任）**

1. 工事目的物に種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」といいます。）があるときは、お客様は、当社に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができます。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、お客様は、履行の追完を請求することができません。
2. 前項本文の場合において、当社は、お客様に不相当な負担を課するものでないときは、お客様が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができます。
3. 第1項の規定による契約不適合の履行の追完の請求または第20条第1項第2号による損害賠償の請求による契約の解除をすることができる期間は、第15条による引渡しを受けた日から1か月以内とします。
4. お客様は、工事目的物の引渡しの時に、第1項の契約不適合があることを知ったときは、速やかに書面をもってその旨を当社に通知しなければ、第1項の規定にかかわらず、当該契約不適合の修補または損害の賠償を請求することができません。
5. 第1項の規定による契約不適合の履行の追完の請求、第20条第1項第2号による損害賠償の請求または前項の通知は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等その根拠を示して、当社の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行います。
6. 前各項の定めにかかわらず、建設機械器具（建設機械器具の稼動に必要な配線、配管等の付属物を含みます。）の契約不適合については、当社がメーカーの保証条件の範囲内で対応するものとします。
7. 工事目的物の契約不適合が支給資材または貸与品の性質並びにお客様の指示等により生じたものであるときは、当社は本条に定める責任を負いません。
8. 本件工事および現地調査に関する第2条2項各号において定める作業およびお客様の既存機器および既存設置物に関する紛失・損傷等については、当社は当社に故意または重大な過失がある場合を除いて一切の責任を負いません。
9. お客様が当社から購入した工事目的物とお客様の既存機器および既存設置物の接続に関して既存機器（システムを含みます。）に不具合が生じた場合、当社は当社に故意または重大な過失がある場合を除いて一切の責任を負いません。

#### **第18条（工事の変更、工期の変更）**

1. 当社は、本契約に別段の定めのあるほか、本件工事への追加または変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、お客様に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長をすることができます。
2. お客様は、工期の変更をするときは、変更後の工期を、本件工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間とすることはできません。
3. お客様が工事の変更および工期の変更により、当社に損害を及ぼしたときは、当社は、お客様に対してその補償を求めることができます。

#### **第19条（請負代金額の変更）**

本契約に別段の定めのあるほか、次の各号の一にあたるときは、当社は、お客様に対して、請負代金額の変更することができるものとします。

- (1) 本件工事の追加または変更があったとき。
- (2) 工期の変更があったとき。
- (3) 第5条の関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。
- (4) 支給材料、貸与品について、品目、数量、受渡し時期、受渡し場所または返還場所

- の変更があったとき。
- (5) 契約期間内に法令の制定もしくは改廃または主要な工事材料の日本国内における価格の変動、物価・賃金等の変動その他経済事情の変動により請負代金額が適当でないと認められるとき。
  - (6) 中止した工事または災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が適当でないと認められるとき。

#### 第20条（お客様の損害賠償請求等）

1. お客様は、当社が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができます。ただし、当該各号に定める場合が本契約および取引上の社会通念に照らして当社の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではありません。
  - (1) 当社が契約期間内に工事目的物を引き渡すことができないとき。
  - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 前二号に掲げる場合のほか、当社が債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
2. 債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任その他理由の如何を問わず、当社が本契約に関してお客様に対して負担する損害賠償責任の範囲は、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害のみに限られ、予見可能性の有無にかかわらず、特別損害、間接損害、拡大損害、逸失利益その他の損害を賠償する義務を負いません。

#### 第21条（当社の損害賠償請求等）

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができます。ただし、当該各号に定める場合が本契約および取引上の社会通念に照らしてお客様の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではありません。
  - (1) 第22条第1項の規定により本件工事が中止されたとき（ただし、第4号は除く）。
  - (2) 第23条および第24条の規定により本契約が解除されたとき。
  - (3) 前二号に掲げる場合のほか、お客様が債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
2. お客様が第16条の請負代金の支払を完了しないときは、当社は、お客様に対し、遅滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年10パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができます。
3. お客様が第2項の遅滞にあるときは、当社は、工事目的物の引渡しを拒むことができます。
4. 第15条第5項および第6項の規定は、前項の規定による引渡しの拒絶について準用します。

#### 第22条（当社の中止権）

1. 次の各号の一にあたる時、当社は、お客様に対し、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、本件工事を中止することができます。ただし、第4号の場合は、お客様への催告を要しません。
  - (1) お客様が現地調査に協力しないとき
  - (2) お客様が第3条の敷地および工事用地などを当社の使用に供することができないため、当社が施工できないとき。
  - (3) 前二号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により本件工事が著しく遅延したとき。
  - (4) 不可抗力のため、当社が施工できないとき。

2. 前項における中止事由が解消したときは、当社は、本件工事を再開します。
3. 前項により本件工事が再開された場合、当社は、お客様に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができます。
4. お客様が支払を停止する（資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど）等により、請負代金の支払能力を欠くおそれがあると認められるとき（以下本項において「本件事由」といいます。）は、当社は、お客様に通知して本件工事を中止することができます。この場合において、本件事由が解消したときは、第2項および第3項を適用します。

#### **第23条（当社の催告による解除権）**

当社は、お客様が本契約に違反した場合（債務の不履行が本契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときも含みます。）は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部または一部を解除することができます。

#### **第24条（当社の催告によらない解除権）**

当社は、次の各号のいずれかに該当するとき（当該事由が債務の不履行である場合において、不履行が本契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときも含みます。）は、お客様に通知して直ちに本契約の全部または一部を解除をすることができます。

- (1) 第22条第1項による中止期間が、工期の1/4以上になったときまたは2か月以上になったとき。
- (2) お客様が工事を著しく減少したため、請負代金額が1/2以上減額したとき。
- (3) お客様が支払を停止する（資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど）等により、請負代金の支払能力を欠くと認められるとき。
- (4) 第28条第1項の表明保証に違反したとき。
- (5) 現地調査の結果、当社が本件工事を実施することが困難だと判断したとき。
- (6) 作業場所が高所（床上4m以上を目安とします）に設置されている場合
- (7) 高所作業車を利用しての作業が必要となる場合
- (8) 当社による状況ヒアリングに、お客様がご協力いただけない場合
- (9) 当社に対し必要となる情報を開示いただけない場合
- (10) 当社が設置場所に立ち入ることができない場合
- (11) 工事の完成が不能であるときまたはお客様がその債務の履行をせず、当社が前条の催告をしても本契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

#### **第25条（当社の故意または重過失による場合の解除の制限）**

第23条に定める事由および前条各号に定める事由が当社の故意または重過失によるものであるときは、当社は、第23条および前条の規定による契約の解除をすることができません。

#### **第26条（解除に伴う措置）**

1. 本件工事の完成前に本契約が解除されたときは、お客様が本件工事の出来形部分並びに検査済みの工事材料および設備の機器（有償支給材料を含みます。）を引き受けるものとし、お客様は当社に対し、請負代金を支払います。
2. 本契約が解除された場合において、お客様が原状回復工事を希望されたときは、当社は、設置工事場所の状態をできる限り原状に復するよう努めます。ただし、次の各号の場合には原状回復を行いません。
  - (1) お客様の敷地および工事用地に既に存在する設置物（以下「既存設置物」といいます。）の撤去や取り換えを行った場合の原状回復
  - (2) 外構躯体貫通時に生じた孔等の復旧等現状への復旧が困難な場合の原状回復

- (3) 本件工事に関連する仮設環境撤去による壁紙やお客様の敷地、工事用地の汚れ損傷等の原状回復
- (4) お客様の既存機器および既存設置物に関する紛失・損傷等の原状回復

#### **第27条（お客様の解除権）**

お客様は、当社に対して当社が別途定めるキャンセル料を支払い、本契約を解除することができます。

#### **第28条（反社会的勢力の排除）**

1. お客様および当社は、相手方に対し、自己並びに自己の役員および従業員が次の各号のいずれにも該当せず、将来にわたって該当しないことを表明および保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下まとめて「反社会的勢力」という）に属すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3) 反社会的勢力を利用していること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いること
2. お客様および当社は、第24条第4号の規定により本契約が解除された場合であっても、相手方に損害を賠償する義務を負わないものとします。

#### **第29条（存続条項）**

本契約の終了後においても、第17条、第20条および第28条から第30条までの規定については引き続き有効に存続します。

#### **第30条（合意管轄）**

本契約に関して訴訟によりお客様、当社間の紛争の解決を行おうとする場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第31条（協議解決）**

本契約に関する疑義または定めのない事項についてはお客様および当社は誠意をもって協議し円満に解決します。

以上

【2024年8月19日制定】

【2025年12月18日改訂】